

財 政 第 5 2 号  
健生衛発 0131 第 2 号  
令和 6 年 1 月 3 1 日

株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業本部  
事業企画部長 古田 泰幹 殿

財務省大臣官房政策金融課長  
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

芹生 太郎  
諏訪 克之

「令和 6 年能登半島地震による災害」に係る生活衛生関係営業危機対応特別貸付等の指定について

次の事案について、生活衛生関係営業危機対応特別貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱附則第 1 条の 3 に規定する対象事案に指定する。

1. 事 案 名 令和 6 年能登半島地震による災害

2. 指 定 日 令和 6 年 1 月 31 日

3. 対 象 者

(1) 生活衛生関係営業危機対応特別貸付

- ① 令和 6 年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた生活衛生関係事業者又は組合等並びに同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた生活衛生関係事業者又は組合等（以下「直接被害者」という。）
- ② 直接被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた生活衛生関係事業者又は組合等（以下「間接被害者」という。）
- ③ 令和 6 年能登半島地震による災害に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施し

ている生活衛生関係営業者に限る。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金

- ① 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者又は同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者（以下「直接被害者」という。）
- ② 直接被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者

4. 貸付利率

(1) 生活衛生関係営業危機対応特別貸付

直接被害者については、生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱7の(2)の①のロに定める3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率-0.9%、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率-0.5%の利率を適用し、その他の対象者については、各貸付制度に規定する貸付利率を適用する。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金

直接被害者については、貸付日から当初3年間の貸付利率は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱附則第2条の2に定める別に定める経営改善利率から0.9%を控除した利率を適用し、間接被害者については、貸付日から当初3年間の貸付利率は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱附則第2条の2に定める別に定める経営改善利率から0.5%を控除した利率を適用する。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、生活衛生経営改善資金特別貸付制度要綱附則第2条の2に定める別に定める経営改善利率を適用する。

5. 呼 称 生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付  
生活衛生関係営業令和6年能登半島地震災害衛経

6. 遡及適用 本事案に関し、令和6年1月1日以降に貸付けを受けた者であって、生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱3及び5の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り同要綱7に定める貸付条件を適用できるものとし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱附則第1条の3の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り同要綱附則第1条の3及び第2条の2の特例を適用できるものとする。